



日本防災設備協同組合 ●東京都文京区本郷一丁目15番6号 電 03-3813-9650(代)

URL <http://nichibou.main.jp/>

事務連絡 nichiboukyou1@to.ocii.ne.jp  
営業連絡 nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

### 社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

12月度理事会の概要	.....	1
------------	-------	---

### 情 報

◎消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集 総務省消防庁	.....	5～19
---	-------	------

### 事務局だより

・組合諸行事の予定	.....	20
・共済制度について	.....	20
・注文は今後もFAXで	.....	20

## 12月度理事会概要

開催日時：平成24年12月20日（木）14時00～16時00分

開催場所：文京シビックセンター 5階B会議室

文京区春日1-16-21

出席役員数：7人

### (1) 理事長挨拶

年末のお忙しい中、理事会に参集いただきありがとうございます。只今から12月度理事会を開催します。

本日は忘年ボウリング大会懇親会も予定されています。宜しく、お願いします。

### (2) 業務報告

#### ① 事務局運営・渉外

- ・事務局年末年始休業予定

12月29日（土）～1月6日（日）

- ・関連団体行事予定

1月6日（日）東京消防庁出初式（東京ビックサイト）

永井理事長参加予定。

1月7日（月）（社）全国消防機器協会新年名刺交換会（明治記念館）永井理事長・岡野事務局長参加予定。

1月8日（火）東京都中小企業団体中央会新年賀詞交歓会（目黒雅叙園）岡野事務局長参加予定。

1月17日（木）神奈川県防災消防協同組合新年賀詞交歓会（ワークピア横浜）

・・・当組合新年賀詞交歓会と予定が重なる為失礼する。

#### ② 広報

防災組合ニュース12月10日号 発行

③ 教育

11月20日（火）消防設備士第3類受験準備講習会  
収支報告。

来春以降、甲1・自家発設備等を計画する。

④ 福利厚生・企画

・11月14日（水）～15日（木）

秋の研修会：東京都電気工業健康保険組合「あじさい荘」  
（神奈川県足柄下郡大平台）、17名参加。収支報告。

・本日の忘年ボウリング大会・懇親会

ボウリング：午後6時00分～7時30分、

於：BIG BOX 高田馬場

懇親会：午後7時30分～9時00分、

於：竹取酒物語高田馬場駅前店

参加者予定：ボウリング 22名、懇親会 32名。

⑤ 財務

売上は前年対比で多少上回っているが、残念ながら利益率の改善に至っていない。仕入の再見直しが必要と思われる。

⑥ 共同購買

引き続き各位の協力を得て、よい結果を出していきたい。

購入先（客層）の動向に対応する戦略を検討する必要がある。

⑦ 開発

バッテリー試験器について検討中。

⑧ 研究部会

特になし。

⑨ 青年部会

11月16日（金）～17日（土） 研修旅行書面報告。

（ホーチキ宮城工場において、放水銃の放水実験、住宅用火災警報器の模擬実験、及び生産ラインの見学を行った。）

⑩ 防排煙設備検討委員会

防排煙設備実務要領パートⅡについて

関連業者に掲載記事の了解を得るべく調整、  
及び関連団体の公表資料とのすり合わせ等を行っている。

⑪ 支部運営促進

12月18日（火）東京第4支部会開催（永井理事長参加）。  
神奈川支部、支部会開催計画中。

（3）議案の審議

第1号議案 共同購買事業について

重点扱い品の仕入・販売価格について再確認を行い、総会での発表どおり、数品目について値引きを行う。組合員に対して、ホームページ、FAX等で通知する。

第2号議案 消火器の広域認定制度について

支部会等で組合員各位の考え方も確認した上で、組合としての対応の仕方を検討する。

（4）その他：組合新年賀詞交歓会の参加者が少ないので、電話などで参加を呼び掛ける。

・次回理事会・・・平成25年1月17日（木）

於：東京ガーデンパレス 午後0時00分～2時30分

## 平成24年12月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
11月14日(水)～15日(木)	ゴルフコンペ・研修会・移動理事会 於：箱根大平台「あじさい荘」	
11月16日(金)～17日(土)	青年部研修旅行 ホーチキ㈱宮城工場	
11月16日(金)	本郷消防署講習会	・・・ 岡野事務局長
11月20日(火)	消防設備士(甲3)受験準備講習会 於：文京シビックセンター3階会議室	・・・ 松原理事、磯部理事
11月26日(月)	業務決裁	・・・ 大塚専務理事
11月29日(木)	業務決裁 中山監事見舞い	・・・ 藤岡副理事長(会社にて) ・・・ 広江副理事長、岡野事務局長
12月 5日(水)	防排煙設備実務講習会 於：文京区民センター3階E会議室	・・・ 広江副理事長、磯部理事
	業務決裁	・・・ 大塚専務理事
12月 7日(金)	業務決裁	・・・ 藤岡副理事長(会社にて)
12月12日(水)	総合防災システム㈱訪問 退会届仮受理	・・・ 広江副理事長、岡野事務局長
12月13日(木)	経理指導 防災組合ニュース(12月10日号)発行	・・・ 小出会計事務所
12月18日(火)	東京第4支部会	
12月20日(木)	12月度理事会、忘年ボウリング大会・懇親会 業務決裁	・・・ 藤岡副理事長

## 消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成24年12月28日から平成25年1月26日までの間、意見を募集します。

### 1 改正内容

今回の消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の主な改正事項は、以下のとおりです。  
消防法施行令の一部を改正する政令案等において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しを行うほか、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しや防火対象物の用途区分の見直しを行うものです。

また、上記の品目の見直しに伴い、各品目の技術上の規格を定める省令等を改正又は制定するものです。

### 2 意見募集対象及び意見募集要領

#### ○ 意見募集対象

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（案）
- ・ 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（案）
- ・ 漏電火災警報器の技術上の規格を定める省令（案）
- ・ 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令（案）
- ・ エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（案）
- ・ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（案）
- ・ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項に規定する総務大臣が定める日を定める件（案）
- ・ 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（案）
- ・ エアゾール式簡易消火具に関する件を廃止する件（案）

○ 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成25年1月26日（土）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

### 4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令等を公布する予定です。

## 意見募集要領

### 1 意見募集対象

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（案）
- ・ 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（案）
- ・ 漏電火災警報器の技術上の規格を定める省令（案）
- ・ 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令（案）
- ・ エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（案）
- ・ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（案）
- ・ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項に規定する総務大臣が定める日を定める件（案）
- ・ 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（案）
- ・ エアゾール式簡易消火具に関する件を廃止する件（案）

### 2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案等については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

### 3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[r.matsuura@soumu.go.jp](mailto:r.matsuura@soumu.go.jp)

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください(コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。)

(2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成25年1月26日(土)(必着)(郵便についても、募集期間内の必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載する



ほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 あて

郵便番号：〒 .....

(ふりがな)

住 所： .....

(ふりがな)

氏名(注1)： .....

電話番号： .....

電子メールアドレス： .....

消防法施行令の一部を改正する政令(案)等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

## 消防法施行令の一部を改正する政令（案）等について

平成24年12月  
消防庁予防課

### 【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令案等において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しを行うほか、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しや防火対象物の用途区分の見直しを行うものである。

また、上記の品目の見直しに伴い、各品目の技術上の規格を定める省令等を改正又は制定するものである。

### 【改正理由】

公益法人事業仕分け（平成22年5月）において、検定事業の見直し等の判定がなされたことを踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」での検討結果を受けて、消防法の一部を改正し、法改正に伴う政省令の改正については、平成24年10月19日に公布したところである。

今回の政令改正においては、公益法人事業仕分けにおいて、「自主検査を導入すべき」との指摘を受けたことを踏まえて、消防法改正に直接関連しない、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目について見直しを行うものである。

また、「初期消火器具等のユニバーサルデザイン化に関する調査研究会」や「予防行政のあり方に関する検討会」において、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しや防火対象物の用途区分の見直しについて提言がなされたことから消防法施行令等について所要の改正をするものである。

さらに、上記の品目の見直しに伴い、試験方法の明確化等を図る必要があることから、各品目の技術上の規格を定める省令等について、所要の改正又は新規制定を行うものである。

## 1. 消防法施行令の一部を改正する政令（案）について

### 【内容】

#### （1）検定対象機械器具等について（第37条関係）

検定対象機械器具等のうち「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を自主表示対象機械器具等に移行し、新たに「住宅用防災警報器」を検定対象機械器具等に追加する。

#### （2）自主表示対象機械器具等について（第41条関係）

自主表示対象機械器具等に、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を追加し、また新たに「エアゾール式簡易消火具」を追加する。

#### （3）屋内消火栓設備の技術上の基準の見直し（第11条関係）

工場や倉庫以外の防火対象物における屋内消火栓設備について、現在の技術上の基準では、設置間隔は15m以内とされているが、設置間隔を25m以内とすることができる技術上の基準を新たに定めることとする。

(4) 防火対象物の用途区分の見直し（別表第1関係）

- ① 従来(6)項ハに規定されていた軽費老人ホーム等のうち、避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊をさせている施設について、(6)項ロに位置づける等の改正を行うこととする。
- ② 現行の(6)項ロ又はハに規定する施設に類する施設で、総務省令で定めるものを新たに(6)項ロ及びハに位置づけることとする。

【施行期日】

平成26年4月1日（(3)は平成25年10月1日、(4)は平成27年4月1日）

【経過措置等】

所要の経過措置を定めることとする。

## 2. 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について

【内容】

(1) 防火対象物の用途の指定（第5条関係）

消防法施行令別表第1(6)項ロ又はハに該当する施設の詳細について規定する。

(2) 屋内消火栓設備等に関する基準（第11条の2、第12条、第13条の6、第18条、第22条及び第31条関係）

1. (3)の改正において、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しを行ったことに伴い、1人で操作できる屋内消火栓設備の消防用ホースの基準について規定する等の所要の規定の整備を行う。

(3) 漏電火災警報器に関する基準（第24条の3関係）

現在2級の漏電火災警報器については存在しないことから、1級と2級の区分について見直しを行う等の漏電火災警報器の実態に応じた規定の整備を行う。

(4) 無線通信補助設備に関する基準（第31条の2の2関係）

消防救急無線のデジタル化に伴い、無線通信補助設備を使用することができる周波数帯の見直しを行う。

(5) 検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等（別表第2、別表第3及び別表第4関係）

1. (2)及び(3)の改正における検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等

の範囲の見直しに伴い、検定対象機械器具等の型式試験の見本の数、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の表示について所要の規定の整備を行う。

**【施行期日】**

平成 26 年 4 月 1 日 ((1)は平成 27 年 4 月 1 日、(2)は平成 25 年 10 月 1 日)

**【経過措置等】**

所要の経過措置を定めることとする。

**3. 消防用ホースの技術上の規格を定める省令(案)について**

**【内容】**

(1) 消防用麻ホースに関する規定の削除等(第 2 条関係)

消防用麻ホースについて、関係規定(旧第 3 章)を削除することとする。また、「消防用ゴム引きホース」を一般的な名称である「平ホース」に改めることとする。

(2) 消防用ホースの構造(第 3 条関係)

織り等のむらがない等の異常がないことを追加するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(3) 表示(第 5 条関係)

使用圧、設計破断圧等の表示を新たに追加するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(4) 被覆及び塗装(第 9 条、第 21 条及び第 36 条関係)

平ホース、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースの被覆について、しわ等の不均一な部分がないことを追加することとする。

(5) 破断試験(第 13 条、第 25 条及び第 43 条関係)

設計破断圧を確認するための試験を追加することとする。

(6) その他(第 7 条、第 8 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 24 条、第 26 条から第 32 条まで、第 34 条、第 42 条、第 44 条及び第 46 条関係)

試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。

**【施行期日】**

平成 26 年 4 月 1 日

**【経過措置等】**

所要の規定の整備を行うこととする。

#### 4. 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（案）について

##### 【内容】

本省令は、新たに制定するものではあるが、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号）の規定を統合するものであることから、新たに追加する規定について以下記載することとする。

##### （1）表示（第6条関係）

使用圧を追加することとする。

##### （2）耐圧試験（第12条関係）

耐圧試験で加える圧力を使用圧の2倍に相当する内圧力とすることとする。

##### （3）負圧試験（第14条関係）

新たに真空度を求める数式を設けることとする。

##### （4）大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の表示等（第21条、第22条、第26条及び第27条関係）

大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着する大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にあっては、その旨が分かるよう表示をすることとする。また、当該結合金具については、耐圧試験で加える圧力を使用圧の1.5倍に相当する内圧力とすることとする。

##### （5）その他（第11条及び第13条から第20条まで関係）

試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。

##### 【施行期日】

平成26年4月1日

##### 【経過措置等】

所要の規定の整備を行うこととする。

なお、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令は、廃止することとする。

#### 5. 漏電火災警報器の技術上の規格を定める省令（案）について

##### 【内容】

（1）遮断機構に関する規定の削除（第2条、第5条、第9条、第26条、第27条、第

34条及び第36条関係)

遮断機構の定義及び関係規定を削除するとともに旧第30条を削除することとする。

(2) 変流器の種別の簡素化及び受信機の種別の廃止(第3条、第5条、第9条、第11条、第24条、第25条及び第27条関係)

非互換性型の変流器及び受信機並びに2級受信機を廃止し、関係規定を削除することとする。

(3) 一般構造(第4条関係)

部品が定格の範囲内で使用されることを追加するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(4) 装置又は部品の構造及び機能(第5条関係)

電磁継電器の接点の材質を列記することとする(第2号ロ関係)。

電源変圧器、指示電気計器及びヒューズについて、JIS規格のうち準用していた部分を明記することとする(第3号イ、第5号及び第6号関係)。

「表示装置」を「表示灯」とし、その基準を規定する等所要の規定の整備を行うこととする(第4号関係)。

スイッチについて、腐食のおそれがない材質を明確化することとする(第5号関係)。

(5) 附属装置(第6条関係)

有害な附属装置を設けてはいけないことを追加することとする。

(6) 表示(第9条関係)

自主表示対象品目への変更に伴う改正等の所要の規定の整備を行うこととする。

(7) 変流器の機能(第11条関係)

試験回路を図示することとする(第1項関係)。

公称作動電流を試験電流とすることで、試験の簡素化を図ることとする(第1項第2号関係)。

非互換性型に必要な要件を互換性型においても必要な要件とすることとする(第1項第3号関係)

(8) その他(第12条から第19条まで、第22条から第24条まで、第27条から第34条まで及び第36条関係)

試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。

【施行期日】

平成26年4月1日

6. 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令(案)について

【内容①（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）】

（１）定温式住宅用防災警報器（第２条及び第７条の２関係）

周囲の温度により火災を感知する定温式住宅用防災警報器を住宅用防災警報器に追加し、定温式住宅用防災警報器の定義、機能等の規定の整備を行うこととする。

（２）連動型住宅用防災警報器（第２条及び第３条関係）

他の住宅用防災警報器と連動して火災を報知する連動型住宅用防災警報器について、その定義、機能等を明確化することとする。

（３）電源電圧変動試験（第５条第１号関係）

住宅用防災警報器の性能を確認するため、一定の範囲内の電圧で使用した場合に、機能に異常を生じないことを確認する電源電圧変動試験を追加することとする。

（４）消費電流測定試験（第５条第１号の２関係）

電源に電池を用いる住宅用防災警報器について、住宅用防災警報器の消費電流が設計値以下であることを確認する消費電流測定試験を追加することとする。

（５）滴下試験（第５条第３号の２関係）

配線を通じて水分が機器本体に侵入した場合でも正常に機能することを確認するため、滴下試験を追加することとする。

（６）粉塵試験（第５条第６号の２関係）

ほこり等による非火災報が発生することを防ぐため、粉塵試験を追加することとする。

（７）表示（第８条関係）

表示について所要の規定の整備を行うこととする。

（８）その他（第２条、第３条、第５条、第６条及び第１１条関係）

試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。

【内容②（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）】

（１）感知器の構造及び機能（第８条関係）

無線式感知器の無線設備における火災信号の受信及び発信について、規定の明確化を図る。

【内容③（中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）】

（１）構造及び機能（第３条関係）

無線式中継器の無線設備における火災信号の受信及び発信について、規定の明確化



を図る。

【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日

【経過措置等】

所要の経過措置を定めることとする。

7. エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（案）について

【内容】

(1) 趣旨・定義（第 1 条及び第 2 条関係）

この省令の趣旨、用語の定義を行うこととする。

(2) 構造（第 3 条関係）

エアゾール式簡易消火具の容積、容器の材質などの構造について定めることとする。

(3) 消火性能等（第 4 条、第 20 条及び第 21 条関係）

エアゾール式簡易消火具は、室内のくずかごや吸いがらなどの小規模の火災、天ぷら油の火災、ストーブの灯油の火災、自動車内に用いられるクッションの火災のうちいずれか一以上の消火が行えることが必要であることから、それぞれの火災に対する消火試験方法及び試験適合条件について定めることとする。

また、自動車に設置するための要件として、耐振動性と耐高温性が必要であることから、その試験方法及び試験適合条件について定めることとする。

さらに、通電した電気機具の火災に用いるエアゾール式簡易消火具として、放射したときに操作者が感電しないための条件を定めることとする。

(4) 操作機構（第 5 条関係）

エアゾール式簡易消火具の操作方法及びその操作条件について定めることとする。

(5) 各種試験の要件（第 6 条及び第 8 条から第 11 条まで関係）

エアゾール式簡易消火具に必要な耐食性、放射性能、耐圧性、気密性、耐衝撃性について、それぞれの試験方法及び試験適合条件を定めることとする。

(6) 充てんガス及び消火剤の要件（第 7 条関係）

エアゾール式簡易消火具に充てんするガス及び消火剤の要件について定めることとする。

(7) 各部品の構造及び機能（第 12 条から第 16 条まで関係）

エアゾール式簡易消火具に設ける部品等の構造及び機能について定めることとする。

(8) 液化二酸化炭素用容器等の構造及び機能（第17条から第19条まで関係）  
液化二酸化炭素を充填した容器等の構造及び機能について定めることとする。

(9) 表示（第22条関係）  
名称、使用方法、使用温度範囲、放射時間等の必要な表示について定めることとする。

(10) 基準の特例（第23条関係）  
新たな技術開発に係るエアゾール式簡易消火具について、総務大臣が認めた場合には、総務大臣が定める技術上の規格によることができることを定めることとする。

【施行期日】

平成26年4月1日

【経過措置等】

所要の規定の整備を行うこととする。

8. 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令（案）について

【内容】

改正規格省令の施行の際、現に存する防火対象物における消防用ホース、結合金具若しくは漏電火災警報器若しくは現に新築等の工事中の防火対象物に係る消防用ホース、結合金具若しくは漏電火災警報器又は改正規格省令に適合する消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器を供用できる日として総務大臣が定める日（平成29年4月1日）の前日（平成29年3月31日）までに新築等の工事を開始した防火対象物に係る消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器で、平成26年4月1日前の消防用ホース、結合金具若しくは漏電火災警報器の技術上の規格に係る型式承認を受けているものについて、施行日（平成26年4月1日）より13年間は消防用設備等の基準に適合しているものとする。

【施行期日】

平成26年4月1日

9. 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項に規定する総務大臣が定める日を定める件（案）について

【内容】

改正規格省令に適合する消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器を供用できる

日として総務大臣が定める日を平成 29 年 4 月 1 日とする。

【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日

10. 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（案）について

【内容】

(1) 趣旨・用語の意義（第 1 及び第 2 関係）

屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しを行ったことに伴い、1人で操作できる屋内消火栓設備の消防用ホースの基準等について規定することから、趣旨及び用語の意義についても必要な事項を規定する。

(2) 放水用設備の構造及び機能（第 3 関係）

簡易操作型放水用設備の操作性など放水用設備の構造及び機能については、これまで運用の中で確認を行っていたが、その基準について明確化を図ることとする。

(3) 消火栓弁の構造及び機能（第 4 関係）

消火栓弁の使用時に、減圧装置が腐食しその機能を損なわないような材料とするとともに、流水により変形・破損等が生じない構造とすることを規定し、自動式開閉弁の構造及び機能についても明確化を図る。

(4) 消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能（第 11 関係）

消防用ホースと結合金具が、強度不足により抜け落ちた事例等を踏まえ、消防用ホースと消防用ホース用結合金具の装着部の強度や耐圧性能等について規定する。

(5) ノズルの構造及び機能（第 12 関係）

ノズルの構造及び機能については、これまで運用の中で確認を行っていたが、その基準について明確化を図ることとする。

(7) 表示（第 14 関係）

表示について所要の規定の整備を行うこととする。

(8) その他（第 5 から第 10 まで関係）

所要の規定の整備を行うこととする。

【施行期日】

平成 25 年 10 月 1 日

【経過措置等】

所要の経過措置を定めることとする。

## 1.1. エアゾール式簡易消火具に関する件を廃止する件（案）について

### 【内容】

エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令の制定に伴い、エアゾール式簡易消火具に関する件（昭和五十七年消防庁告示第六号）を廃止するものである。

### 【施行期日】

平成26年4月1日

## 事務局だより

### ◎組合諸行事の予定（別途ご案内の通り）

1月17日（木）新年賀詞交歓会  
午後3時00分～5時00分  
於：東京ガーデンパレス

### ◎共済制度について

#### ●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

#### ●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

#### ●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

### ◎ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。